

えぷろん同窓会会則

- 第 1 条 この会はえぷろん同窓会といい、事務局をにいがた製菓・調理専門学校えぷろん内に置く。
- 第 2 条 この会は、会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 会員相互の連繋と親睦をはかるための活動事業
 - 2 母校の振興発展をはかるための活動事業
 - 3 その他本会の目的達成に必要な活動事業
- 第 4 条 この会の会員は次の者とする。
- 1 学校法人 三星学園の卒業生及びかつて在籍した者
- 第 5 条 この会に次の役員を置く。
- 1 会 長 1 名
 - 2 副会長 1 名
 - 3 幹 事 2 名
 - 4 監 事 2 名
- 第 6 条 会長、副会長、監事の選出は役員選考会で行う。
- ② 役員選考会の委員は会員の中より選出する
 - ③ 副会長は母校の校長とする
- 第 7 条 役員の仕事は、次の通りとする。
- 1 会長は、会を代表し統括する
 - 2 副会長は、会長を助け、会長事故あるときは代理をする
 - 3 幹事は、会長の命を受けて、会務一般を執行する
 - 4 監事は、会計を監査する
- 第 8 条 総会は、会員の交流と会活動推進のため開催し、会の重要事項を決定する。
- 第 9 条 この会の経費は、入会金、会費、寄付金をもってこれに充てる。

第10条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 この会の会則改正は、総会で行う。

第12条 この会の運営にあたり、会則で定めていないことについては、会長が決定する。

附 則

この会則は、令和3年 12月 1日より施行する。